



国土交通省

東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和2年6月16日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

雄勝郡羽後町の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

令和元年11月19日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 藤観光 代表取締役 藤原 金一
(法人番号：1410002008098)
雄勝郡羽後町足田字福田野12-251

営業所：本社営業所
雄勝郡羽後町足田字福田野12-251

2. 行政処分等年月日 令和2年6月9日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和2年6月16日から令和2年7月2日まで（5両×17日）

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

② 3ヶ月点検整備実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第48条)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門
担当：中山、大淵

TEL：018-863-5813